

年末年始における業務の取扱いについて

1. 年末における業務の取扱い

年末は業務が輻輳し、混雑が予想されますので、諸手続きはできるだけ早めにお済ませ下さい。

なお、年内に処理を要するものの取扱いは、下記のとおりといたしますのでご協力をお願いします。

記

(1) 検査関係業務

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① 改造・並行輸入車の図面等の届出 | 12月14日(月)まで |
| ② 持ち込み検査(車検)の受付 | 12月28日(月)まで |
| ③ 再検査 | 12月28日(月)まで |
| ④ 指定整備扱いの受付 | 12月28日(月)まで |

(2) 登録関係業務

登録申請等の受付 12月28日(月)まで

(3) その他一般業務

12月28日(月)まで

2. 年始における業務の取扱い

各業務とも、1月4日(月)から「平常どおり」実施します。

なお、持ち込み検査(車検)の受付については、通常どおり事前に予約を入れて頂きますようお願いいたします。

3. お願い

- (1) 年末は28日まで業務を行っていますが、検査・登録業務の混雑が予想されますので、早めに手続きを済まされますようお願いいたします。
- (2) 車検指定日時の変更及び空予約は、他の申請者の迷惑となりますので、ご遠慮ください。
- (3) 検査及び登録申請のOCRシートは、正確に記入するとともに、内容を十分に点検したうえで提出して下さい。

近畿運輸局 滋賀運輸支局
自動車検査独立行政法人滋賀事務所